

【 今、エステティック産業が、社会から求められている役割 】

皆さんは、エステティック産業は、社会から今、何を求められていると思いますか？

日本社会が、その時代背景に応じて進む方向性を協議し、決定、実行していく国の【 政策 】。エステティック業の、国の産業としての位置づけは、《 ヘルスケア産業 》です。

今回は、その政策の計画と現在の進捗状況、そして今後の方向性を〔 経済産業省 〕の発表資料から、『 今、エステティック産業が、社会から求められている役割 』を見ていきましょう。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



参考資料：《 次世代ヘルスケア産業協議会の今後の方向性について 》

平成 30 年 4 月 18 日 経済産業省 次世代ヘルスケア産業協議会 事務局

【 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群） 】

今は、健康・美容産業に携わる人で、この言葉を知らない人はいないと思います。戦後の復興から目覚ましい発展を遂げ、世界一の長寿国となった日本。そして、生活が豊かになった反面、増えたのが〔 生活習慣病 〕。

この生活習慣病は、健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、国民医療費にも大きな影響を与えています。



生活習慣病とは、

「食習慣、運動習慣、栄養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」のこと

例) がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満、歯周病など(家族性・先天性は除く)

そこで、戦後の食糧不足の時に国民の栄養改善を目的として 1952 年（昭和 27 年）に制定された【 栄養改善法 】が、2002 年（平成 14 年）に廃止され、新たに【 健康増進法 】が〔 生活習慣病の予防 〕〔 健康寿命の延伸 〕〔 国民医療費の削減 〕などを目的として交付され、2008 年（平成 20 年）に施行、この年から〔 特定健診・特定保健指導が開始 〕されました。

【 健康増進法 】が交付されてからは、地方自治体の刊行物での案内や、またテレビや雑誌などでは、白衣を着たドクターが毎日のように出演する健康番組や特集ページが増え、健康診断の重要性や症状から考えられる病気などが広く国民に周知されてきました。

その結果、今ではメタボリックシンドロームを中心に、自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善したいと考える方々が増えてきました。

【 生涯現役社会の構築 】

経済産業省では、『日本再興戦略における健康関連市場の創造』～「健康寿命」の延伸～として【生涯現役社会の構築】の取組みが進められています。

これは、高齢者の【健康寿命の延伸】ということだけではなく、『企業が従業員の健康に関する投資を促進することで、従業員が心身の健康を保ち、結果として企業の業績を上げていく』という取り組みです。

また、2016年（平成28年）4月には【女性活躍推進法】が施行され、企業に対して、『女性が仕事で活躍することを雇用主である企業などが推進する』ということが義務付けられました。

女性が仕事で活躍する社会において、エステティック業が担う役割はとても大きいということも明らかです。

【 次世代ヘルスケア産業の創出に向けた取り組み 】

具体的には、【国民の健康寿命の延伸】と【新産業の創出】を目的として、個々の事業者としての発展だけではなく、《公的保険外のサービス》として地域社会におけるそれぞれの役割を担い、他の事業者と連携したビジネスモデルの取組みがすでに始まっています。

そして、その公的保険外サービスのひとつとして、エステティック業も大きく期待されているのです。



【 事業環境の整備 ～ グレーゾーンの解消 ～ 】

これらの多くの《公的保険外サービス》は、エステティック業と同じく国家資格ではない業種がほとんどですので、その業種に対する業法や基準がなく、事業者の経営状況が様々なのです。

そうすると、消費者や提携を検討する事業者にとって、その事業者が【優良な事業者】なのかそうではないのかが、とても判りにくいのです。

そこで、この事業環境の整備として、
事業者として第1の要件である《安全・安心》を基本とした、
【事業者としての品質の見える化】→【認証制度】の整備
が、あらゆる業種で進められています。

ヘルスケアサービスの社会実装に係る取組み（品質評価の環境整備）

◆ ヘルスケアサービスの普及に向けては、適切な品質評価が必要。

一部の業種では自主的な認証制度等が整備されているが、今後は、業界ごと／業界横断の自主的な基準整備等を促しつつ、将来的に、継続的な品質評価を可能とする環境整備が重要。

【 エステティックサロン認証制度 】

《 エステティックサロン認証制度 》は、それらの【 認証制度 】に先駆けて制度化され、2007年（平成19年）にスタートし、他の業種の【 認証制度 】の指標にもなっている制度なのです。



また、2018年（平成30年）6月、民法の「成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律」が成立されたことに合わせ、消費者庁は、2018～2020年度に、高校生らへの消費者教育を重点的に行う「アクションプログラム」を公表しています。このプログラムは、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁が連携して推進する方針なので、今後は〔 契約に関すること 〕〔 クーリングオフや中途解約 〕〔 景品表示法 〕など、そして事業者の選択として、優良事業者の基準〔 認証事業者 〕などの教育もされるようになるでしょう。

このように、消費者教育が強化され、あらゆる業種の【 認証制度 】が国の政策として推進されていくと、メタボリックシンドロームという言葉が広く周知されてきたように、マスコミや行政機関の刊行誌などで国民に広く周知されていきます。

認証を取得することは、今後は、消費者はもちろんのこと、地域社会で連携を検討する他の事業者から選ばれるための条件にもなっていくのです。

ということで、今回の ～ エステティック産業の展望 ～ のポイントは2つ。



ひとつめは、『女性が仕事で活躍する社会において、エステティック業が担う役割はとて大きいことは明らか』なので、ますます社会にとって必要な産業として発展していくということ。

ふたつめは、これからの地域社会に必要とされる、《 他の事業者と連携したビジネスモデルの取組み 》を推進していく中で、事業者の品質評価の環境整備として、あらゆる業種に〔 認証制度 〕が推進されていくということ。

その環境整備として、エステティック業では2007年（平成19年）から、すでに《 エステティックサロン認証制度 》が整備され、他の業種の【 認証制度 】の指標にもなっているということです。



【 エステティックサロン認証を取得する 】 ことは



お客様にとって【 安心・安全 】なサロンとしての目印になり
そして、それはお客様だけではなく、経営者や従業員にとっての
また、地域社会全体に対しての
【 安心・安全 】でもあるのです。

ということで、

《 エステティックサロン認証制度 》 動画で学ぼう！シリーズ第4弾！

～ エステティック産業の展望 ～ は、
いかがでしたか？

メリットをもっと詳しく知りたい、活用例を具体的に知りたい！

という方は、

引き続き、《 エステティックサロン認証制度 》
動画で学ぼう！シリーズをご覧くださいね。

申請手続き、その他については、

日本エステティック機構 電話番号 03-3230-8002 まで、
お問い合わせください。

